

## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

### 1 事業概要

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（以下「こども誰でも通園制度」という。）は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年6月成立）で、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する目的で創設され、令和8年4月から全国の自治体で実施する事業です。

（図1）こども誰でも通園制度の利用対象者

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件 あり	<input type="checkbox"/> 保育所、認定こども園など ※小学校就学まで						<input type="checkbox"/> 小学校 ※満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから
就労要件 なし	<b>■こども誰でも通園制度</b> ①0歳6か月以上満3歳未満 ②子どものための教育・保育給付を受けていない者 ③月一定時間（月10時間）までの利用可能枠・時間単位の柔軟な利用						<input type="checkbox"/> 幼稚園 ※満3歳から小学校就学前まで

（図2）「こども誰でも通園制度」と一時預かり（一時保育）との違い

	こども誰でも通園制度	一時預かり（一時保育）
主な目的	・子どもの育ちを応援し、良質な育成環境を整備する	・保護者の育児不安の解消を図る ・保護者の負担を軽減する
主な対象	0歳6か月～満3歳未満の子ども	就学前までの子ども
事業実施	全ての自治体で実施	自治体が地域の実情に応じて実施（大磯町内実施施設） ・サンキッズ大磯 ・サンキッズ国府
利用時間 ・料金	・利用時間：原則月10時間上限 ・利用料金：標準300円程度/時（国の示す基準に準じる）	実施施設によって異なる 例）サンキッズ大磯（0～2歳児） ・利用時間：7時～20時 ・利用料金：450円～700円/時

(図3) こども誰でも通園制度の比較

項目	国	大磯町
1 対象となるこども	保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月以上満3歳未満	国と同様の取扱いとする
2 利用可能時間	こども一人あたり月10時間を上限	国と同様の取扱いとする
3 事業実施場所	乳児等通園支援事業の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等	国と同様の取扱いとする
4 利用方式	定期利用、柔軟利用、定期・柔軟の組み合わせ等の選択制	国と同様の取扱いとする
5 実施方式	一般型事業又は余裕活用型事業	国と同様の取扱いとする
6 設備基準	設備運営基準第21条又は第25条に定める基準に基づき、各市町村で定める条例を遵守する	国の定める基準に基づき条例を制定する
7 人員配置基準	設備運営基準第22条又は第25条に定める基準に基づき、各市町村で定める条例を遵守する	国の定める基準に基づき条例を制定する
8 単価	令和7年度（参考） 単価（こども一人1時間あたり） ・0歳児 1,300円 ・1歳児 1,100円 ・2歳児 900円	国が公布する公定価格による
9 保護者負担	令和7年度（参考） こども一人1時間あたり300円程度を標準とし、各事業所で設定できる	国が示す基準に準じる

## 2 スケジュール

現在、国において検討が進められている状況ですので、国の動向を注視しながら、令和8年度の本格実施に向け準備を進めていきます。

- |          |   |
|----------|---|
| 令和8年1月下旬 | 福祉文教常任委員会協議会において説明  |
| 2月中旬     | 令和8年第1回（3月）大磯町議会定例会<br>「(仮称)大磯町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」等の議案を上程 |
| 4月～      | こども誰でも通園制度の実施   |